

(公財) 長岡市スポーツ協会実施ながおかCome100クラブ活動規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規約は、公益財団法人長岡市スポーツ協会（以下「当協会」）が実施する「ながおかCome100クラブ活動」（以下「本クラブ活動」）に関する事項を定めるものである。

(本クラブ活動の基本方針)

第2条 本クラブ活動は、長岡市及び長岡市教育委員会の定める「長岡市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」（以下「基本方針」）に基づき実施する。

(用語の定義)

第3条 本クラブ活動を実施する団体を以下のとおり定義する。

(1) 管理主体（長岡市・長岡市教育委員会）

基本方針の地域クラブ活動の基本理念の実現のために地域クラブ活動の監理（地域クラブ活動の認定と認定の取り消し）と指導スタッフ・活動サポーター（以下「指導人材」）の監理（指導人材の認定と認定の取り消し、指定研修の実施）、地域クラブ活動推進協議会の開催、種目別コーディネーター等の配置、全体の運営方針（種目ごとの活動エリア、参加費、指導人材報酬の額）の決定を行う。

(2) 運営主体（当協会）

長岡市の要請を受け、本クラブ活動の運営に係る事務の一部（参加申し込みの受付、参加費の集金、保険の加入、指導人材報酬の支払い、連絡ツールの導入等）の一元管理を行う。

(3) 支援団体

長岡市の要請を受け、本クラブ活動の指導人材の確保・募集、指導人材の質の向上や体罰やハラスメント根絶のための各種研修会の開催、地域クラブへの指導人材の紹介等を行う。

第2章 本クラブ活動

(実施種目)

第4条 本クラブ活動は、管理主体が定めるエリアにおいて、管理主体が指定するスポーツ及び文化芸術活動を実施する。

(参加資格等)

第5条 本クラブ活動の参加者は、以下の要件を満たす者とする。ただし、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能障害等、参加者の状況に応じて、介助者の付き添いを求めることがある。

(1) 原則、長岡市に住民票を有し、市内の学校に在籍する小学生又は中学生であること。

(2) 本クラブ活動の基本方針に賛同し、積極的に参加する意思があること。

(3) 保護者の同意を得ていること。

(4) 上記以外で管理主体が特別に認めた者

(参加)

第6条 参加を希望する者は、所定の参加申込手続きを行い、運営主体の承認を得るものとする。

2 参加申込手続きは別に定める。

(参加可能な活動エリア)

第7条 参加者は在籍する学校ごとに指定する種目別の活動エリアの本クラブ活動に参加することを原則とする。

(参加費等)

第8条 本クラブ活動の維持・運営に要する費用のうち指導報酬、保険料等に充てるために参加費及び年間登録料を集金する。

2 参加費及び年間登録料の額並びに集金方法は別に定める。

(休止等の手続き)

第9条 本クラブ活動の休止等の手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 休 止 本クラブ活動の参加の休止を希望する者は、前月10日までに所定の手続きを行う。
- (2) 中 止 本クラブ活動の参加の中止を希望する者は、前月10日までに所定の手続きを行う。
- (3) 変 更 参加する種目を変更したい場合は運営主体へ連絡し、変更手続きを行う。
- (4) その他 本規約の定め及び参加申込時に誓約した誓約事項に違反する行為等が確認された場合には参加を拒否することがある。

(地域クラブの活動エリア・参加費の変更)

第10条 当協会は、参加者数の増減などを踏まえて管理主体が決定する全体の運営方針に応じて、活動エリアや参加費等を変更するものとする。

(事故等の責任)

第11条 本クラブ活動の参加者は、本クラブ活動の参加において故意又は過失により施設又は設備を破損したときは、当該施設又は設備を原状回復する責任を負うものとする。

2 本クラブ活動の参加者は、本クラブ活動の参加において故意又は過失により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(傷害保険、賠償責任保険への加入)

第12条 本クラブ活動に係る保険は、運営主体が一括して加入する。

2 本クラブ活動の参加において生じた怪我、事故等については、前項の保険の補償の範囲で対応するものとする。

(活動内容)

第13条 本クラブ活動は、基本方針に基づき次の活動を行う。

- (1) 各種目の技術習得・向上に向けた活動
- (2) 各種目体験を通じた人格形成に寄与する活動
- (3) 他クラブとの合同練習や交流会、各種大会、コンクール等への参加活動
- (4) その他、基本方針の理念を達成するために必要な活動

(活動日及び活動日数)

第14条 活動は休日（土曜日、日曜日、祝日）に実施することとし、週休日のうち1日は休養日とすることを原則とする。ただし、平日に開催される大会及びコンクール等に参加する場合には、平日に活動を振り替えることができるものとする。また、大会及びコンクール等の前の練習及び天候による中止を想定して練習試合を行う場合には、2日連続の活動を行うことができるものとする。

2 活動日数は年間40日以上55日以内とする。ただし、デザイン活動を除く月2回の活動を基本とするクラブ活動については、年間20日以上28日以内とし、デザイン活動については別に定める。

3 1日（4時間30分以上）の活動（練習試合、交流試合、公式大会、大会前の集中練習及び行事等）

は、前項の活動日数の範囲内で年間20日以内とする。ただし、デザイン活動を除く月2回の活動を基本とするクラブ活動については、年間10日以内とし、デザイン活動については別に定める。

- 4 北信越大会、全国大会等の上位大会進出に伴い、第2項及び第3項に定める日数の上限を超える可能性がある場合には、活動の内容及び参加状況に配慮の上、関係者間で協議し、別途対応を定めるものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、吹奏楽クラブ活動における大会及びコンクール等に向けた会場練習において、休日に会場を確保できないときは、安全面に十分配慮したうえで、会場の確保が可能な平日夜間に活動を振り替えることができるものとする。
- 6 前項の規定によるもののほか、やむを得ない理由により平日に活動を振り替える必要があるときは、当協会の承認を得た上で、平日に活動を振り替えることができるものとする。

(活動時間)

第15条 1回の活動時間は原則3時間程度とする。ただし、前条第3項の活動についてはこの限りではない。

(活動場所)

第16条 本クラブ活動の活動場所は、学校施設を基本とし、必要に応じて、公共の社会体育施設、社会教育施設又は文化施設を活動場所とする。

(活動の計画的な実施)

第17条 本クラブ活動は、クラブ活動ごとに活動方針及び指導方針を定め、年間及び月間の活動計画に基づき、計画的に実施するものとする。

(クラブミーティングの開催)

第18条 本クラブ活動は、クラブ活動ごとに活動方針及び指導方針等のほか、運営に必要な事項を自主的に判断、決定することとし、当該事項の決定にあたっては、参加者、保護者及び指導人材によるクラブミーティングを年2回以上開催し、円滑で民主的な合意形成に努めるものとする。

(運営体制)

第19条 本クラブ活動の円滑な運営のために、クラブ活動ごとに次の担当者を置くものとする。

- (1) クラブ代表 団体登録、大会申込その他クラブ運営に関する対外的な責任者
- (2) 事務担当者 長岡市、長岡市スポーツ協会、関係団体等との連絡調整並びに見学希望者及び新規参加者の対応の担当者

2 前項に定める担当者の選任及び職務の詳細については、別に定める。

第3章 指導人材

(指導人材)

第20条 本クラブ活動において指導等を行う指導人材は、令和7年長岡市告示第76号「長岡市地域クラブ活動指導人材認定要綱」(以下「認定要綱」)により認定を受けた指導人材とする。

(指導人材への報酬の支払い)

第21条 指導人材には指導等の実績に応じて次の報酬を支払うものとする。

(1) 指導スタッフ

- ① 半日(3時間程度) 5,000円/回
- ② 1日(4時間30分以上) 8,000円/回

(2) 活動サポーター

① 半日（3時間程度） 3,000円／回

② 1日（4時間30分以上） 5,000円／回

（指導体制）

第22条 本クラブ活動の指導は、2名の指導人材が行うことを原則とする。ただし、参加人数や種目の特性などの状況に応じて3名以上の指導人材が行うことがある。

2 大会、練習試合その他の活動において、参加者を分けて複数の会場で活動する場合には、参加者の安全確保のために、原則として、会場ごとに2名の指導人材を確保するものとする。

3 前項の場合において、やむを得ない事情により会場ごとに2名の指導人材を確保することが困難なときは、事前に当協会の承認を得た上で、指導人材1名に成人の補助者を加えた体制とすることができる。

第4章 保護者会

（保護者会の設置）

第23条 本クラブ活動においては、活動を支援するために、クラブ活動ごとに参加者の保護者その他の支援者を構成員とする保護者会を設置する。

（保護者会規約の制定）

第24条 保護者会は、独自に規約を定め、役割や運営方針を明確にするものとする。

（保護者会の役割）

第25条 保護者会は、指導人材と連携し、円滑なクラブ活動の運営と参加者の健全な成長を支援するため、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 基本方針に則した保護者会の運営及び基本方針の目的に沿ったクラブ活動の推進
- (2) クラブ活動の運営に必要な事項を決定するためのクラブミーティングの開催
- (3) クラブ活動の年間及び月間の活動計画の作成及び関係者への周知
- (4) クラブ活動の実施に必要な経費（消耗品等の購入費、大会参加経費、会場使用料等）に充てるための保護者会費の集金及び管理

第5章 倫理・コンプライアンス

（倫理規範）

第26条 本クラブ活動の参加者、保護者及び指導人材は、本クラブ活動の参加にあたっては、それぞれ次の各号に掲げる倫理規範を守らなければならない。

(1) 参加者の倫理規範

- ア 本クラブの理念を理解し、公正で誠実な活動を行う。
- イ 他の参加者や指導人材に敬意を払う。
- ウ いじめ・差別・暴言を禁止し、仲間と協力して活動に参加する。

(2) 保護者の倫理規範

- ア 本クラブの理念を理解し、円滑な活動のために協力する。
- イ 指導人材を尊重し、指導方針に不当な介入や過度な要求を行わない。

ウ 他の保護者・参加者・指導人材への誹謗中傷や不適切な言動を行わない。

エ 大会やコンクール等における過度な勝利の期待を参加者に強要しない。

(3) 指導人材の倫理規範

ア 指導者としての品位を保ち、模範的な行動を取る。

イ 参加者の人格を尊重し、体罰や暴言、ハラスメントを絶対に行わない。

ウ 参加者の主体性や自主性・自発性を大切にした適切な指導支援を実施する。

エ 保護者と協力しながら、参加者の健全な成長を支援する。

オ 本クラブ活動の基本方針に沿った指導を行い、不適切な行為を防止する。

(遵守事項)

第27条 本クラブ活動の参加者、保護者及び指導人材は、活動の関係者間におけるハラスメント及びトラブルを防止し、安全で健全なスポーツ及び文化芸術の活動環境を維持するために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) すべての参加者に対して公平なスポーツ・文化芸術活動の機会を提供すること。

(2) 参加者、保護者、指導人材は互いを尊重し、健全なスポーツ・文化芸術活動を実施すること。

(3) 暴力、暴言、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合・コンクールの不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物（大麻、麻薬、覚せい剤等）使用等の違法行為やスポーツ・文化芸術活動の健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行わないこと。

(4) 保護者会費の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとし、補助金、助成金等の経理処理に関し、同慣行のほか、補助金、助成金等の交付団体等が指定する経理処理要項などに基づく適正な処理を行い、会計の透明性を確保するとともに、決して他の目的への流用や不正行為を行わないこと。

(5) 情報の適正な管理（個人情報の保護、秘密保持）を徹底すること。

(6) 本クラブ活動及びこれに準じる活動の関係者の名誉の毀損又はプライバシーの侵害を行わないこと。

(7) 無許可での活動の画像及び動画の撮影並びにSNS等への投稿を行わないこと。

(8) SNSやインターネット上で他者を誹謗中傷するような発言やクラブの活動に関する不適切な発言を行わないこと。

(9) その他、基本方針に反する活動を行わないこと。

第6章 処 分 等

(処分等の内容)

第28条 本規約に反する行為の事実が確認されたときは、当該行為を行った参加者、保護者又は指導人材（以下「行為者」という。）に対し、次の各号に掲げる処分を第1号から第4号の順に段階的に適用する。ただし、重大な不適切行為又は違反行為が確認されたときは、第1号から第4号の順にかかわらず、相当と認める処分を適用することができる。

(1) 注 意 口頭又は書面により注意・改善勧告を行う。

(2) 警 告 書面により厳重な注意を行う。ただし、警告の書面を発行した日から3年以内に当該警告の原因となった行為と類似する行為が確認されたときは、活動停止を適用するも

のとする。

(3) 活動停止 一定期間、本クラブ活動の停止又は本クラブ活動への参加を禁止する。

(4) 除 名 本クラブ活動への参加を取り消し、以後、本クラブ活動への参加を認めない。

2 本規約に反することが疑われる行為で、事実確認の結果、前項の処分に相当しないと認める行為にあっては、活動環境の改善及び再発防止を目的として、行為者に対し、次の各号に掲げる措置を適用することができる。

(1) 助 言 口頭により助言を行う。

(2) 改善指導 口頭又は書面により改善指導を行う。

3 第1項の処分又は前項の措置の適用は、認定事実、行為の内容、悪質性、継続性、被害の程度、安全性への影響、改善状況その他の事情を総合的に考慮して判断するものとする。

4 処分又は措置の判断に関し必要な事項は、別に定める。

5 処分の内容は、必要に応じて、関係機関（日本スポーツ協会、中央競技団体その他関係団体）に対し、報告を行う。

（処分等の手続き）

第29条 処分等の手続きは、次の各号のとおりとする。

(1) 参加者、保護者及び指導人材は、本規約に反することが疑われる行為を把握したときは、速やかに事実確認を行い、必要に応じて当協会に相談又は通報する。

(2) 当協会は、前号の相談又は通報を受けたときは、関係者からの事情聴取、証拠資料の収集その他必要な事実確認を行う。

(3) 当協会は、処分又は措置を検討するときは、認定事実、関係規程への該当性及び処分又は措置の相当性について、弁護士その他専門的知見を有する者の意見を聴いた上で、管理主体と協議するものとする。

(4) 当協会は、前号の協議結果を踏まえ、第28条に定める処分又は措置を決定する。

(5) 処分の決定にあたっては、認定しようとする事実及び予定する処分の概要を示し、対象者に対しあらかじめ弁明の機会を与えるものとする。

(6) 処分は、当該処分の対象となった行為の行為者及び相談者又は通報者（以下「相談者等」という。）に対し、処分内容及び理由を明示し、通知する。ただし、相談者等に対する通知は、個人情報、第三者の権利利益その他秘密保持に配慮した内容とする。

(7) 当協会は、当該事案が地域クラブ活動又は指導人材の認定の取消しその他管理主体の権限に属する判断に係るおそれがあると認めるときは、管理主体に報告するものとする。

(8) 処分又は措置に係る記録の管理及び情報開示に関し必要な事項は、別に定める。

（再調査及び再審査の申出）

第30条 処分の通知を受け取った相談者等は、当該処分の対象となった行為に新たな事実又は重要な資料が判明した場合、重要な関係者の聴取漏れがある場合、事実認定に明らかな誤りがある場合若しくは手続きに重大な問題がある場合は、再調査を申し出ることができる。

2 処分の通知を受け取った行為者は、前項の規定に準じ、再審査を申し出ることができる。

3 当協会は、再調査又は再審査の申出を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて追加の事実確認を行うものとする。

4 当協会は、再調査又は再審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、弁護士その他専門的知見を有する者の意見を聴いた上で管理主体と協議し、処分又は措置の変更、取消し又は維持を決定する。

- 5 当協会は、前項の決定結果を行為者及び相談者等に通知する。

第7章 ハラスメント・不適切行為等相談・通報窓口

(相談窓口の設置)

第31条 本クラブ活動におけるハラスメントや不適切行為の防止及び早期対応を図るため、当協会内に相談・通報窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 窓口は、必要に応じて運営を第三者機関等に委託することができるものとする。
- 3 窓口は、本クラブ活動に関与するすべての者が利用できるものとする。
- 4 窓口の運営その他必要な事項は、別に定める。

(相談の対応方針)

第32条 窓口は、次の各号の方針に基づき、相談及び通報に対応するものとする。

- (1) 相談及び通報の内容は秘密保持を徹底し、相談者等の同意なく第三者に開示しない。
 - (2) 本規約に反することが疑われる行為の相談又は通報があったときは、管理主体と連携し、必要に応じて関係者への聞き取り等の事実確認を行う。
 - (3) 第28条に規定する処分等を求める相談又は通報にあつては、相談者等に身元（氏名、住所、連絡先、所属等）の提示を求めることとする。
- 2 相談者等は、相談又は通報を行う際は、可能な限り日時、場所、関係者、事実関係等を明確にするよう努めなければならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第33条 窓口の利用を理由として、相談者等関係者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 不利益な取扱いが確認された場合は、ハラスメント行為と見なし、本規約その他関係規程に基づき厳正に対処する。

第8章 その他

(本規約の変更)

第34条 運営上の必要又は法令等の改正により、当協会は管理主体と協議の上、本規約を変更することができる。

- 2 規約を変更する場合は、その内容及び適用開始日をあらかじめ参加者、保護者及び指導人材に通知するものとする。
- 3 変更後の規約は、前項に定める方法での通知により効力を生じ、参加者、保護者及び指導人材がその後も本クラブ活動を利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

本規約は、令和7年6月30日から施行する。

附 則

本規約は、令和8年9月20日から施行する。